

札幌市立学校設置条例等の一部を改正する条例の一部を改正する
条例案

平成30年（2018年）2月20日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市立学校設置条例等の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

札幌市立学校設置条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第34号）
の一部を次のように改正する。

第1条のうち別表(1)小学校の表の改正規定中「上野幌南地区新設小学校」を
「札幌市立ノホロの丘小学校」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

上野幌南地区新設小学校の正式名称を定めるため、本案を提出する。